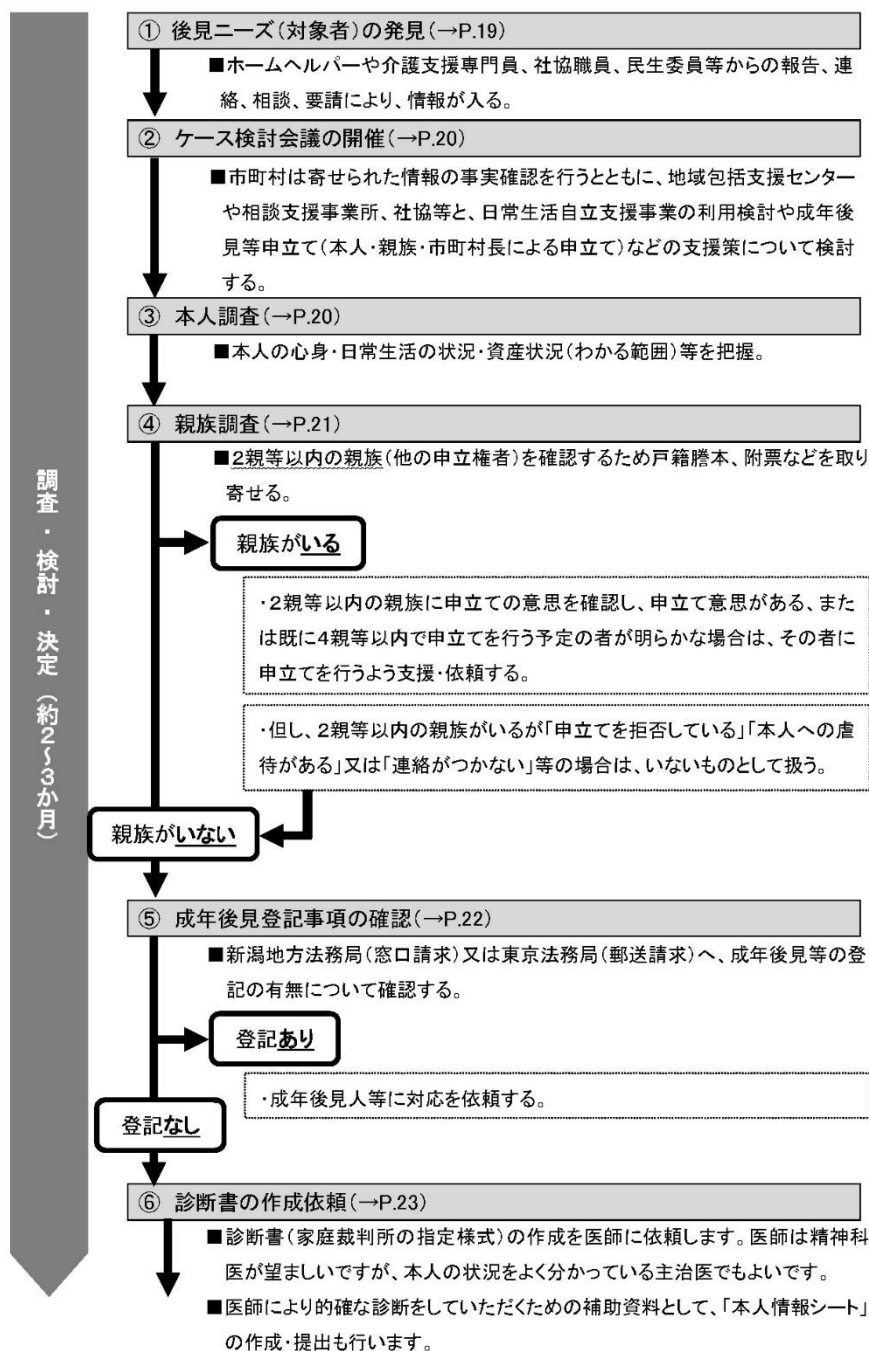




「市町村長申立て 標準業務フロー図」

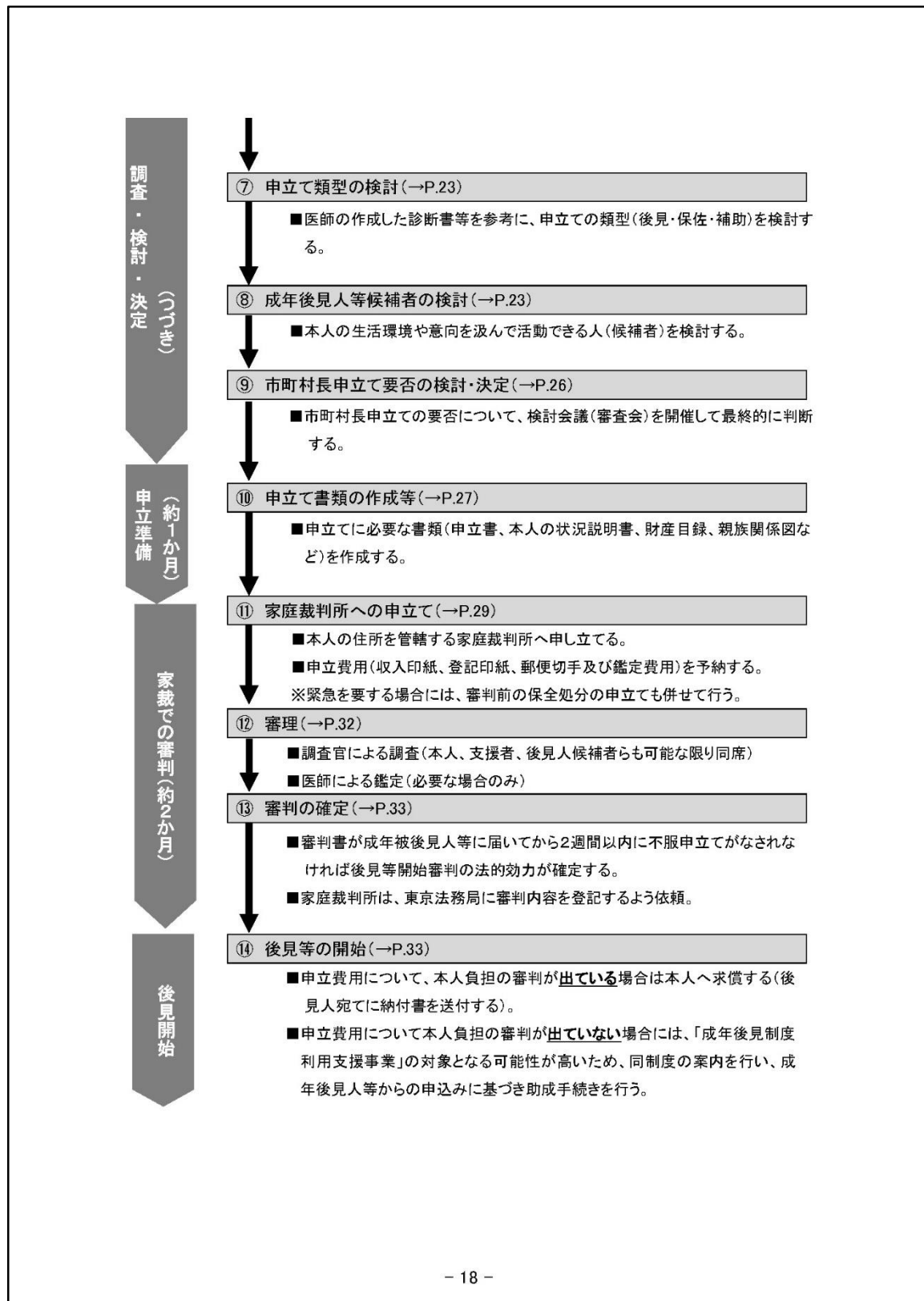
2 市町村長申立て検討の手順

(1) 標準業務フローチャート



- 17 -

「成年後見制度 市町村長申立マニュアル」(新潟県・新潟県社会福祉協議会、令和2年3月改訂版)
p. 17、18 から引用。



「成年後見制度 市町村長申立マニュアル」(新潟県・新潟県社会福祉協議会、令和2年3月改訂版)
p. 17、18 から引用。

Q13 特養ホーム等の施設入所者で、区市町村による申立てが必要な状況になった場合、どこの区市町村長が申立てを行うのですか

申立てをどこの区市町村が行うべきかという問題です。

Q9で示したように申立てを行う裁判所については、本人の生活の本拠を管轄する家庭裁判所であることが定められていますが、どこの区市町村長が申し立てるのかという点については法令上の規定はありません。

この点について実務上は本人の状況（申立てが必要な状況）をよくわかっている区市町村長であればよいと解されています。

都内における申立てに関する取扱いについては、施設所在地への集中を防ぐ意味からも、原則として以下のとおりとします。

対象者	申立てを行う区市町村	例示
①措置入所者 （平成12年3月31日までの措置入所者で4月1日以降契約関係へ移行した者含む）	当該施設へ入所措置を行った区市町村長が取扱う 【措置取扱】	A区措置→B市特養入所 ↓ この場合、B市を管轄する家裁にA区長が申立て
②介護保険制度による契約入所者	本人が加入する保険者たる区市町村長が取扱う 【保険者取扱】	A区から契約→B市特養入所（保険はA区のまま） ↓ この場合、B市を管轄する家裁にA区長が申立て
③生活保護受給者	①②に優先して生活保護を適用している実施機関たる区市（町村）長が取扱う ただし、生活保護を適用している実施機関が都知事の場合は、優先しない 【生保取扱】	A区から措置又は契約→B市特養入所（生保はF区） ↓ この場合、B市を管轄する家裁にF区長が申立て
④その他	①～③にあてはまらない場合、本人の現在の生活の本拠が所在する区市町村長が、取扱う 【現在地取扱】	

以上は原則であって、本人の状況をよく把握している区市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではありません。

（東京都福祉局編集『成年後見制度及び福祉サービス利用援助事業の利用の手引き【改訂版】』2002、東京都社会福祉協議会 p49より引用）※小嶋正著「身寄りのない高齢者への支援の手引き【改訂版】」東京都社会福祉協議会、2017. p66-67においても、同様の内容が記載されている

事務連絡
令和 3 年 12 月 24 日

各 都道府県知事 殿
市 町 村 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室長

「障害者虐待防止法に関する Q & A について」の一部改正について

障害者虐待防止施策の推進については、「障害者虐待防止法に関する Q & A について」(平成 24 年 11 月 21 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡)を参考に実施されているところですが、今般、別紙のとおり改正することとしたので、各自治体におかれては御了知の上、関係機関等に対し周知方よろしくをお願いします。

【本件についての問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室
虐待防止対策係（担当 松本、橋本）

TEL：03－5253－1111

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」
新旧対照表

改正後	現行
都道府県知事 殿 各 市 町 村 長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室長 障害者虐待防止法に関するQ&Aについて 障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、関係機関等への周知方よろしく願います。	都道府県知事 殿 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域移行・障害児支援推進室 障害者虐待防止法に関するQ&Aについて 障害者施策の推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。 「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、管内市（区）町村、関係機関等への周知方よろしく願います。
障害者虐待防止法に関するQ&A 【総論】 (障害者の定義) 問 1 (略)	障害者虐待防止法に関するQ&A 【総論】 (障害者の定義) 問 1 (略)

(虐待防止ネットワーク) 問 2 (略) (通報・届出) 問 3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。 (答) ○ 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたと思われる場合には、都道府県は、<u>その旨を通報者に伝えた上で、市町村へ通報することとなる。</u>	(虐待防止ネットワーク) 問 2 (略) (通報・届出) 問 3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。 (答) ○ 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたと思われる場合には、都道府県は、<u>その旨を通報者に伝えた上で、市町村へ通報することとなる。</u>
(市町村障害者虐待防止センター) 問 4 (略) (廃止)	(市町村障害者虐待防止センター) 問 4 (略) (市町村障害者虐待防止センター) 問 5 <u>市町村障害者虐待防止センターに委託できる業務に、通報等に対する安全確認や事実確認は含まれるか。</u> (答) ○ <u>市町村障害者虐待防止センターの業務は障害者虐待防止法第 32 条に規定されているとおりであり、通報等を受けた場合の安全確認や事実確認は含まれていないため、それらの業務は市町村が自ら行う必要がある。</u>
(事実確認及び立入調査の委託) 問 5 <u>障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務及び障害者虐待防止法第 11 条第 1 項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託することは可能か。</u> (答) ○ <u>市町村が、障害者虐待防止法第 9 条第 1 項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた障害者の安全の確認及び通報又は届出に係る事実の確認のための措置について、基幹相談支援センターに</u>	(新設)

委託することは差し支えない。 <u>ただし、障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、公権力の行使として市町村が行うものであるため、基幹相談支援センターが行う場合であっても、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者に限る。）が行う必要がある。</u> <u>また、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、障害者虐待防止法第9条第1項の事実確認についても、立入調査権を持つ市町村（市町村が自ら設置する基幹相談支援センターを含む。）が自ら行う必要がある。</u> <u>なお、市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有しない者）が、市町村が行う立入調査に同行することは差し支えないが、あくまで調査対象者の同意の下に立ち入るものであることに留意すること。</u> <u>また、市町村障害者虐待防止対応協力者に委託することができ業務は、障害者虐待防止法第33条に規定されているとおりであり、障害者虐待防止法第9条第1項に定める養護者による障害者虐待の通報又は届出を受けた場合の安全確認や事実確認及び障害者虐待防止法第11条第1項に定める立入調査は含まれていない。</u>	(新設) <u>問5の2 障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務を基幹相談支援センターに委託した場合、また、障害者虐待防止法第11条第1項に基づき、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員（市町村職員としての身分を有する者）が立入調査を行う場合、守秘義務は適用されるのか。</u> (答) <u>○ 市町村から委託を受けた基幹相談支援センターの場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第77条の2第6項に基づき守秘義務が適用される。</u>
--	--

また、市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員については、 <u>地方公務員法第34条第1項</u> に基づき守秘義務が適用される。	
(都道府県障害者権利擁護センター) 問6 (略)	(都道府県障害者権利擁護センター) 問6 (略)
【養護者による障害者虐待】 (市町村障害者虐待対応協力者) 問7 障害者虐待防止法第9条第1項において、「第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者」となるが、どのような者を想定しているのか。 (答) ○ 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、<u>市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き</u>のⅡ-1-(3)「虐待防止ネットワークの構築」に示している者や、Ⅱ-3-(5)ア「虐待対応ケース会議の開催」の「個別ケース会議のメンバー構成 (例)」に示している者などを想定している。	【養護者による障害者虐待】 (市町村障害者虐待対応協力者) 問7 障害者虐待防止法第9条第1項において、「第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者」となるが、どのような者を想定しているのか。 (答) ○ 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者自立支援法に基づく基幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、平成24年10月にお示しした「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」23頁の「虐待防止ネットワークの構築」に示している者や、同44頁の「個別ケース会議のメンバー構成 (例)」に示している者などを想定している。
(通報等を受けた場合の措置) 問8 (略)	(通報等を受けた場合の措置) 問8 (略)
(立入調査) 問9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可能か。	(立入調査) 問9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可能か。
(答) ○ 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員であることの証明書」であることが求められることから、市町村（長）においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯させる必要がある。 ○ なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」のⅡ-3-(4) オ「立入調査の留意事項」を参照されたい。	(答) ○ 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員であることの証明書」であることが求められることから、市町村（長）においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯させる必要がある。 ○ なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」57頁を参照されたい。

(立入調査) 問 10 (略) (やむを得ない事由による措置) 問 11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいのか。	(立入調査) 問 10 (略) (やむを得ない事由による措置) 問 11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいのか。
(答) ○ 差し支えない。 なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等を改正し、利用定員を超えた利用者を受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記している。 ○ 詳細については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準等（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）の「(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について」を参照されたい。	(答) ○ 差し支えない。 なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成 24 年厚生労働省令第 132 号）により、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等を改正し、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記している。 ○ 詳細については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）の「(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について」を参照されたい。
(他法との兼ね合い) 問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいのか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいのか。 (答) ○ 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる	(他法との兼ね合い) 問 12 18 歳未満の障害児を虐待した保護者又は 65 歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいのか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいのか。 (答) ○ 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる

規定により対応することになる。 ○ 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待防止法又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。 ○ また、障害者虐待を受けた65歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。 ○ 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。	規定により対応することになる。 ○ 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待防止法等に関する法律（平成12年法律第82号）又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。 ○ また、障害者虐待を受けた65歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。 ○ 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。
--	--

【参考～市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き～】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	福祉施設・事業				
	障害者総合支援法	介護保険法等	児童福祉法		
	障害福祉サービス事業所（入所系、訪問系、居宅系を含む）	高齢者施設等（入所系、訪問系、居宅系を含む）	障害児支援事業所	障害児施設等※3	害相支事業所
	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※1	—	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4
18歳未満	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※1	—	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※4
18歳以上 65歳未満	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	—	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）
65歳以上	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）

【参考～市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(p7)～】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	障害者自立支援法	介護保険法等	児童福祉法		
	障害福祉サービス事業所（入所系、訪問系、居宅系を含む）	高齢者施設等（入所系、訪問系、居宅系を含む）	障害児支援事業所	障害児施設等（注1）	害相支事業所
	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	—	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※
18歳未満	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	—	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（都道府県）※
18歳以上 65歳未満	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）
65歳以上	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）	児童虐待防止法 ・被害者・被虐待者（市町村）

※ 1 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。 ※ 2 放課後等デイサービスのみのみ ※ 3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第 33 条の 10） ※ 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。	※ 養護者への支援は、被虐待者が 18 歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。 なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。 （注 1）里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 （注 2）放課後等デイサービスのみのみ
【障害者福祉施設事業所等による障害者虐待】 （基準該当事業所） 問 13 （略） （やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き） 問 14 （略） （市町村から都道府県への報告） 問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画することは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続を省略することは可能か。 （答） ○ 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支えない。 ○ 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。 ○ なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」のⅢ－3－（3）「市町村から都道府県への報告」の「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）」を参照されたい。	【障害者福祉施設事業所等による障害者虐待】 （基準該当事業所） 問 13 （略） （やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き） 問 14 （略） （市町村から都道府県への報告） 問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画することは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続を省略することは可能か。 （答） ○ 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支えない。 ○ 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。 ○ なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を参照されたい。

(通報等を受けた場合の措置) 問 16 (略) (公表)	(通報等を受けた場合の措置) 問 16 (略) (公表)
問 17 障害者総合支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要となるのか。 (答) ○ 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使することとなる。 ○ なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事案をまとめて公表することが必要となる。	問 17 障害者自立支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要となるのか。 (答) ○ 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者自立支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使することとなる。 ○ なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事案をまとめて公表することが必要となる。
【使用者による障害者虐待】 (都道府県労働局の対応) 問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。 (答) ○ 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において対応部署を決定し、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違反が認められれば、その是正を指導することとなる。	【使用者による障害者虐待】 (都道府県労働局の対応) 問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。 (答) ○ 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局総務部企画室において対応部署を決定し、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違反が認められれば、その是正を指導することとなる。

○ また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。	○ また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。
(都道府県から労働局への報告) 問 19 (略)	(都道府県から労働局への報告) 問 19 (略)
【その他】 (市町村による対応) 問 20 (略)	【その他】 (市町村による対応) 問 20 (略)
(通報等を受けた場合の措置) 問 21 (略)	(通報等を受けた場合の措置) 問 21 (略)
(都道府県研修) 問 22 (略)	(都道府県研修) 問 22 (略)
【参照】 ● 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の引き」 (自治体向けマニュアル) https://www.mhlw.go.jp/content/000686498.pdf ● 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の引き」 (施設・事業所従事者向けマニュアル) https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf	【参照】 ● 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」 (自治体向けマニュアル) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/gyakutai'boushi/dl/1001-1.pdf ● 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の引き」 (施設・事業所従事者向けマニュアル) http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/gyakutai'boushi/dl/1001-2.pdf

老推発 0710 第2号

平成 27 年 7 月 10 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

（※<http://www.i-advocacy.net/H26houkoku.html>）

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

記

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワ

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報等を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第11条の2、第11条の4など）。本年3月27日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年3月2日・3日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第10条の4又は第11条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第32条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いします。

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について

(昭和六二年一月三十一日)

(社老第九号)

(各都道府県・各指定都市民生主管部(局)長あて厚生省社会局老人福祉課長通達)

老人ホームへの入所措置等の指針については、本日付をもって、社会局長から通知されたところであるが、左記の事項にも留意され、適正な入所措置等が行われるよう、よろしくお取り計らい願いたい。併せて関係方面への周知について御配慮願いたい。

なお、本通知は、昭和六二年四月一日から施行することとし、これに伴い次の通知は、昭和六二年三月三十一日をもって廃止する。

- 1 老人ホームの入所判定について(昭和五九年九月二〇日社老第一一〇号)
- 2 老人福祉法第一条第一項第三号の特別養護老人ホームへの収容の措置について(昭和三十九年九月一二日社老第二八号)

記

第一 措置の実施者

- 1 老人福祉法(以「法」という。)第一条第一項の措置の相手方たる老人が居住地を有するときは、その居住地の市町村が措置の実施者であること。ただし、当該老人が法第一条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法第三〇条第一項ただし書きの規定により、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム、生活保護法第三八条に規定する救護施設又は更生施設等に入所している場合にあっては、当該老人が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、当該老人が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前における当該老人の所在地の市町村が措置の実施者であること。

この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。

- 2 法第一条第一項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。

なお、当該老人が、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに生活保護法第三八条に規定する救護施設及び更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

第二 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについての取り扱い

- 1 老人ホームへの入所措置の要否判定困難ケースについては、都道府県・指定都市・中核市本庁の助言を求めることが望ましいものであること。
- 2 都道府県・指定都市・中核市は、入所措置の要否判定困難ケースについて助言を求められた場合には、老人福祉主管課長、県本庁医師、福祉事務所長、保健所長、精神衛生センター所長及び老人福祉施設長のそれぞれの代表者で構成する「入所判定審査会」を開催し、その意見を聞くことが望ましいものであること。

第三 老人ホームへの入所措置決定時の事前説明等

- 1 老人ホームへの入所決定時に入所希望者及びその家族等に対して措置制度の仕組みや老人福祉施設の種類の機能について事前に十分説明し、理解を求めておくのが望ましいものであること。
- 2 老人ホームへの入所措置を決定した後、入所するまで数か月の期間を要する場合は実際に入所する時点で必要に応じ再度判定を行うのが望ましいものであること。
- 3 老人ホームへの入所措置の変更等に際しては、入所者及びその家族の意志を十分聴取するとともに措置の趣旨について十分説明し、理解と合意を得たうえで措置変更等を行うのが望ましいものであること。
- 4 老人ホームに入所中の者に係る措置継続の要否判定は、年度当初に行うのが望ましいものであること。

第四 養護委託の際の手続等

- 1 委託の措置を決定するに当たっては、あらかじめ、次の措置をとることが望ましいものであること。

- (1) 養護受託者に対し、委託しようとする老人の健康状態、経歴、性格、信仰等について了知させること。
 - (2) 委託しようとする老人と養護受託者とを面接させること。
 - (3) 委託しようとする老人と養護受託者が委託の措置について合意に達していることを確認すること。
- 2 委託の措置を決定したときは、養護受託者に対し、委託の条件として、少なくとも次に掲げる事項を文書をもって通知することが望ましいものであること。
- (1) 処遇の範囲及び程度
 - (2) 委託費の額及び経理の方法
 - (3) 老人又は受託者が相互の関係において損害を被った場合、措置の実施者がこれを賠償する責を負わない旨
 - (4) 措置の実施者が養護受託者について老人の養護に関して必要な指導をしたときは、これに従わなければならない旨
- 3 同一の養護受託者が二人以上の老人(それらが夫婦等特別の関係にある場合を除く。)を養護する場合は、次の事項に留意すること。
- (1) 個室を確保すること。
 - (2) 委託人数は、養護受託者の能力等を勘案し認定すること。ただし、数名を限度とする。
 - (3) 養護受託者は、養護を受ける者の養護に万全を期すること。
- 4 団体の長への養護委託を行う場合は、前記3のほか、次の事項に留意すること。
- (1) 委託先は、社会福祉法人等とすること。
 - (2) 養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。

第五 遺留金品の取扱い

法第二十七条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法第七六条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うのが望ましいものであること。

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について

養護老人ホームは、６５歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅で生活することが困難な者に対し、市区町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行うことを目的とした施設です。

今後、高齢化の進展に伴い、社会的孤立の問題等が顕在化し、介護ニーズや介護以外の生活課題を抱える低所得の高齢者が増加することが見込まれます。このような状況の中、居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する地域における受け皿として、措置施設である養護老人ホームが果たすべき役割はますます重要なものになると考えています。

他方、養護老人ホームの措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知しています。

都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）において、①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用がなされるよう、周知をお願いします。

また、養護老人ホームがその役割を適切に果たしていけるよう、下記の点について、御了知の上、管内市区町村、養護老人ホーム、関係機関及び関係団体へ周知徹底し、その促進を図るようお願いします。

また、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１．契約入所について

養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の２０パーセントの範囲内で契約入所を認める取扱いとしている（別添）ものの、十分な周知が図られていない。

その間、平成２９年１０月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

また、昨年４月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の１つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

このような状況を踏まえ、改めて、以下のとおり、契約入所の取扱いをお示しする。

（１）対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第２条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、例えば、養護老人ホームからの申し出を受け、協議を行うなど、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

＜住宅確保要配慮者＞

- ① 低額所得者（月収 15.8 万円（収入分位 25％）以下）
- ② 被災者（発災後 3 年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、ＤＶ被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後 3 年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

（２）範囲

定員の 20％の範囲内

（３）財産処分の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、補助金等の交付を受けて整備した養護老人ホームの場合には、厚生労働大臣の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して、財産処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し・廃棄）してはならないが、契約入所は、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではないことから、財産処分に該当しないものである。

2. 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備・運営基準」という。）第28条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

この点、平成28年4月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第4条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

（1）取組の内容

社会福祉法第24条第2項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり

（2）財産処分 of 取扱い

（1）の地域における公益的な取組を行う場合には、利用定員を減少させず、かつ、設備・運営基準を遵守した上で、本来の業務に支障を及ぼさない範囲であれば、養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものであることから、財産処分に該当しないものである。

老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について

(昭和39年2月11日 社施第5号
神戸市民生局長あて 施設課長回答)

昭和38年12月7日神戸保第732号をもって照会のあった標記については、次のとおりであるから了知されたい。

1 照会記の1について

養護老人ホームへの収容又は収容の委託の措置は、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第4の1に定める基準に適合する場合に行なわれるものであり、設例の場合も、当該基準に適合する限り、前記の措置が行なわれるべきである。

この場合、措置の実施機関は、軽費老人ホームを利用しうると判断される者に対してその旨を教示すべきものであるが、これに従わないことの故をもって前記の措置を行なわないことがないように留意すべきである。

なお、養護老人ホームにおいて収容の余力がある場合に取扱人員総数の20パーセントの範囲内で契約入所させることが認められる者は、老人福祉法（以下「法」という。）第11条第1項第2号又は同条第2項による被措置者以外の者である。

2 照会記の2について

(削除)

3 照会記の3について

費用徴収が行なわれる被措置者について同時に生活保護法による入院外医療扶助が適用された場合は、その者にかかる収入については、昭和38年8月1日社発第525号社会局長通知第6の(4)のAに規定するところにしたがい、生活保護法による最低生活費に充当されることとなるので、その者にかかる費用徴収については、当該保護受給期間中A階層に属するものとし取り扱うべきである。また、被措置者が、医療扶助によらず、通院して診療を受ける場合は、一般的に前記のような措置を講じる必要は認められないであろうが、特に費用徴収に支障をきたす実情にある者の取扱いについては、昭和38年8月1日社施第27号本職通知別紙の第14問及びその答を参照されたい。

4 照会記の4について

葬祭又は葬祭の委託の措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいないときに行なわれるものであるので、設問のようにその葬祭を行なう者がいるときは、老人福祉法による措置は行なわれないものである。

5 照会記の5について

前記4にいう措置は、死亡した被措置者についてその葬祭を行なう者がいるか否かによってその要否を認定するものであって、葬祭を行なう者の費用負担能力の有無等によるものではない。なお、当該葬祭を行なう者が要保護者であるときは、生活保護法による葬祭扶助が行なわれるものであるから念のために申し添える。(昭和38年11月29日社保第85号社会局保護課長通知別紙の問4及びその答参照のこと。)

6 照会記の6について

設問の停止の処分は、養護老人ホーム等に収容され、又は養護受託者に委託されている被措置者が一時的に当該老人ホームを退所し、又は養護受託者の家庭を出た後、若干期間を経て、当該老人ホーム等に帰来することが明らかに予想される場合等においてこれを行なうこ

とが予定されているものであるが、現在の取扱いにおいては、昭和38年7月31日社発第521号社会局長通知第8により行なうこととされている。

7 照会記の7について

貴見のとおりである。ただし、不作為に対する不服申立てができるのは、行政不服審査法第2条第2項の規定にてらし、市長が規則において措置の申請について定めている場合に限られるものと解される。

8 照会記の8について

法第11条第5項に基づき都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長がその管理に属する行政庁に限り委任することができる事務は、法第11条第1項から第3項までに規定されている措置についての直接的な事務のみでなく、法第27条及び法第36条に規定されているような間接的な事務をも含むものである。したがって、設問にいう遺留金品の処分の事務については、法第11条第5項に基づき委任することができる。

(照会)

(昭和38年12月7日 神戸保第732号
施設課長あて 神戸市民生局長照会)

老人福祉法の施行につき種々御指導いただいておりますが、次の諸点につき疑義がありますので御教示願いたく照会いたします。

記

- 1 相当額の収入（公務扶助料等）又は資産のある者の入所措置については本来的には軽費又は有料老人ホームに入所すべきであろうが、対象施設が少ないため実際的には、養護老人ホームで措置しなければならない場合、その措置方法として
 - ① 老人福祉法による被措置者として全額公費でみるべきか（費用徴収基準では非徴収となる場合）。
 - ② 所謂自由契約の被措置者として措置費全額を本人の負担とすべきか（資産のなくなるまで）。
 - ③ ①として措置する場合、昭和30年5月厚生省社発第72号通知に示された被措置者の割合が80%云々の基準以外の者とはどういう場合が考えられるか。
- 2 費用徴収を徴収基準表どおり行なう場合、納税世帯員が2名以上ある場合は、納税額を合算して適用することは問題が多いと思われるが、あくまでも全部合算すべきか。
- 3 費用徴収対象の被措置者が、その徴収金額の範囲内の通院医療を必要とする場合徴収金はどう取扱うのか（徴収金を0として生保を適用すべきか、徴収金を減額して医療費に充当すべきか）。
- 4 出身世帯のある場合、所謂、葬祭執行者がある場合の葬祭費の負担の原則は、出身世帯にあるか、老人福祉法でみるべきか。
- 5 葬祭執行者が費用負担能力がない場合、老人福祉法で支出するとすればその負担能力がないと判定する認定基準はどうあるべきか。また一部負担もありうるか。
- 6 法施行細則の準則第4条の「停止」とは如何なる場合か（事務費のみ支給する短期入院が該当するのか、またそのほかにもありうるか）。
- 7 措置申出書を作成した場合、その申出書に関する不服申立（不作為も含めて）は成立するか。また、措置非該当の場合却下の方式をとるべきか。
- 8 遺留金品の処分については従来生保では保護法により福祉事務所に委任していたが、老人福祉法では委任の規定がないので地方自治法第153条により事務委任を行なうべきなのか。

【養護委託について】

S38.7.11	法律132 令2法律 52改正現 在		老人福祉法	第11条第1項第3号 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。 第11条第2項 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。
S38.7.11	政令247 令3政令 54改正現 在		老人福祉法 施行令	第7条 法第11条第1項第3号に規定する政令で定める養護受託者は、当該65歳以上の者の扶養義務者（民法（明示29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）以外の者とする。
S38.7.11	厚令28 令3厚労 令43改正 現在		老人福祉法 施行規則	第1条の7 法第11条第1項第3号に規定する養護受託者になることを希望する者は、その居住地の市町村長に、その旨を申し出なければならぬ。
S62.11.15	厚生省社 会局老人 福祉課		老人福祉法 の解説	P93 7 養護委託 養護委託制度は、何らかの養護が必要であるにもかかわらず、適正な養護者がいないか、いる場合であっても不適当と認められる場合に当該老人の養護を適当な家庭に委託して行うもので、日本では老人福祉法によって初めて制度化されのであるが、従来養老施設と近隣の一般家庭との話し合いによって少人数家庭の留守番あるいは子守としてこれを希望する老人を当該家庭に一時的に預けるという例が見られ、その制度化が望まれていたところである。

年月日	番号	発出元	宛先	通知名	内容
1 S38.7.15	発社第235号	事務次官 通達	都道府県知 事・指定都市 市長	老人福祉法 の施行につ いて	養護受託者に老人を委託する措置に関しては、いやしくも労働力の搾取とみられるようなじれいが発生しないように特に留意すること
2 S38.8.1	杜発第525号	社会局長 通知	都道府県知 事・指定都市 市長	老人福祉法 の施行につ いて伴う留 意事項等に ついて	養護受託者にその養護を委託されている者については同法に基づく援護がおこなわれるので、生活保護法による保護は医療扶助を除き原則として適用の必要はないこと。
3 H6.9.30	老計第130号	社会・援 護局長、 老人保健 福祉局 長、児童 家庭局長 連名通知	都道府県知 事・指定都市 民生主管部 (局)長	福祉の措置 の解除に係 る説明等に 関する省令 の施行につ いて	説明等を通知する相手方については、不利益処分の名あて人である措置に係る者本人（老人福祉法第10条の4 第1項第2号の規定に基づき、養護者に対して便宜を供与する措置を採っている場合にあっては、当が養護者を含む）を原則とすること
4 H18.4.12	老発第 0412001号	老健局長	都道府県知 事・指定都市 市長・中核市 市長	老人福祉法 第11条の規 定による措 置事務の実 施に係る指 針について	支弁基準； 1 事務費；（2）養護受託者 養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円 2 生活費 （1）一般生活費 養護老人ホーム及び養護受託者 甲地 52,780円 乙地 50,210円 （5）加算の特例 養護老人ホーム及び養護委託の場合は一人当たり22,500の範囲内において加算することができる。

5	H18.3.31	老発第0331028号	老健局長	都道府県知事・指定都市市長・中核市長	老人ホームへの入所措置等の指針について	第6 養護委託の措置の基準 次のいずれかの場合に該当するときは、委託の措置を行わないものとする。 1 当該老人の身体又は精神の状況、性格、信仰等が受託者の生活を乱すおそれがある場合 2 養護受託者が老人の扶養義務者である場合 第7 措置の開始、変更及び廃止 1 措置の開始 老人ホームへの入所又は養護委託の措置の基準に適合する老人については、措置を開始するものとする。 なお、措置を開始した後、随時、当該老人及びその家族を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。 2 措置の変更 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置のうち、いずれかの措置をとられている老人が他の措置をとることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において、措置を変更するものとする。 3 老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置は、当該措置を受けている老人が次ぎのいずれかに該当する場合、その時点において、措置を廃止するものとする。 (1) 措置の基準に適合しなくなった場合 (2) 入院その他の事由により老人ホーム又は養護受託者の家庭以外の場所で生活する期間が3ヶ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又はおおむね3ヶ月を超えるに至った場合 4 措置後の入所継続の要否 老人ホームの入所者については、年1回入所継続の要否について見直すものとする。 第8 65歳未満の者に対する措置 1 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものは、法第11条第1項第1号又は第3号のいずれかの措置の基準に適合する者であって、60歳以上の者について行うものとする。
---	----------	-------------	------	--------------------	---------------------	--

9	S45.6.10 S46.7.5 H5.9.3 H6.3.9	社老第69号 社老第77号 改正 老計第117号 改正 老企第64号 改正	社会局長 通知	都道府県知 事・指定都市 市長	高齢者の所 得税法上の 取扱いにつ いて	第2 扶養控除について 扶養親族の範囲に、老人福祉法第11条第1項第3号の規定により、同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が一定額以下の者が加えられたこと。
10	S46.7.5	社老第77号	社会局長 通知	都道府県知 事・指定都市 市長	高齢者の地 方税法上の 取扱いにつ いて	第2 扶養控除について 扶養親族の範囲に、老人福祉法第11条第1項第3号の規定により、同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にする者のうち、合計所得金額が一定額以下の者が加えられたこと。

各 都道府県 成年後見制度利用支援事業担当課 御中
市 町 村

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
老健局認知症施策・地域介護推進課

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただきありがとうございます。

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、

- ・ 市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
- ・ 全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のK P Iにおいて令和6年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含みます。【別添P1～2】

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところ。【別添P3～4】

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願いいたします。あわせて、本事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願いします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願いします。

なお、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添P5～6】

(P16)

- Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- ③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

イ 成年後見制度利用支援事業の推進等

- ・低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

- ・そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

- ・国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。

KPI（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
任意後見制度の利用促進	・ 周知・広報	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・ 適切な運用の確保に関する取組	—	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討			
	担い手の確保・育成等の推進	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討				
	・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進	・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	市町村長申立ての実施等の把握、必要に応じた実務の改善				
成年後見制度利用支援事業の推進		全国で適切に実施する方策の検討				
		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
権利擁護支援の行政計画等の策定推進	・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

優先して取り組む事項※3

※1 KPIは、工程制の色付き矢印に対応するもの。
※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

助成制度の実施状況（高齢者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から回答

時点	助成制度あり	なし		
		申立費用及び報酬 両助成あり	申立費用 助成のみ	報酬助成 のみ
令和3年4月1日	1,690	1,575	16	99
令和2年4月1日	1,660	1,508	25	127
平成31年4月1日	1,658	1,509	32	117

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667
令和2年4月1日	1,640	871	832	662	1,655	1,624	1,620	71	1,588
平成31年4月1日	1,658	813	781	636	1,658	1,613	1,604	83	1,575

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和2年度	4,619	11,128
令和元年度	4,009	10,038
平成30年度	3,777	8,325

助成制度の実施状況（障害者関係）

①成年後見制度の利用に係る申立費用や報酬の助成制度を設けている自治体数

※1,741自治体から

時点	助成制度の実施状況 (自治体数)				
	助成制度 あり	申立費用及び報酬 両助成あり			なし
		申立費用 あり	申立費用 のみ	報酬助成 のみ	
令和3年4月1日	1,682	1,565	20	97	59
令和2年4月1日	1,650	1,504	30	116	91
平成31年4月1日	1,642	1,496	34	112	99

②申立費用や報酬の助成対象の状況（自治体数）

※助成制度がある自治体から回答

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市町村長	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
令和3年4月1日	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651
令和2年4月1日	1,624	855	812	653	1,634	1,598	1,594	77	1,573
平成31年4月1日	1,642	789	756	629	1,642	1,579	1,571	97	1,545

③申立費用や報酬の助成実績（件数）

時点	申立費用 の助成	報酬助成
令和2年度	1,035	4,401
令和元年度	834	3,864
平成30年度	920	3,107

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

1. 事業名

令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

2. 事業実施団体

一般財団法人日本総合研究所

3. 事業概要

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況については、市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、本事業では、以下について取り組む。

- ①「市町村長申立て」について
 - ・ 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例等の把握
 - ・ 好事例のとりまとめ・紹介や、各自治体が参考となるような取組の提案
- ②「成年後見制度利用支援事業」
 - ・ 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況や未実施理由等の把握
 - ・ 事業の推進につながる留意事項の整理

4. 検討体制

学識者	山城一真教授（早稲田大学） ※座長
専門職	弁護士、司法書士、社会福祉士
自治体	都道府県、指定都市、中核市、町村
オブザーバー	厚生労働省老健局、社会・援護局、最高裁判所事務総局家庭局

成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業

5. 事業内容

アンケート調査
(市町村及び都道府県)

①市町村アンケート調査

- 目的：市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の実施状況や支障事例、課題等の把握
- 対象：市町村（1,741市町村の高齢福祉担当部署、障害福祉担当部署）
- 内容：
 - ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組実施状況
 - ・ 市町村長申立ての要綱・マニュアル等の整備状況、内容、検討体制、支障事例、課題等
 - ・ 成年後見制度利用支援事業の要綱・マニュアル等の整備状況、内容、未実施理由、課題等
- ②都道府県アンケート調査
- 目的：都道府県による市町村支援の取組状況の把握
- 対象：都道府県（47都道府県の成年後見制度利用促進担当部署）
- 内容：
 - ・ 市町村に対する支援内容（相談・助言対応、研修の実施等）
 - ・ 市町村間の調整事例

ヒアリング調査
(市町村及び都道府県)

①市町村ヒアリング調査

- 目的：市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて、モデルとなり得る市町村の取組等をアンケート調査結果から抽出し、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：7市町村程度
- ②都道府県ヒアリング調査
- 目的：市町村支援の取組や調整を行った内容等について、工夫や課題解決に向けたヒントを得る。
- 対象：5都道府県程度

6. スケジュール

- 6月：実施団体決定、8月：第1回委員会開催、9～10月：アンケート調査、10～12月：ヒアリング調査、11月：第2回委員会開催、3月：第3回委員会開催、報告書完成

障障発 0330 第 11 号
障精発 0330 第 21 号
老計発 0330 第 13 号
平成 12 年 3 月 30 日
(一部改正) 障障発第 0729001 号
障精発第 0729001 号
老計発第 0729001 号
平成 17 年 7 月 29 日
(最終改正) 障障発 1126 第 1 号
障精発 1126 第 1 号
老認発 1126 第 2 号
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 11 号、障精発 0330 第 21 号、老計発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成 17 年 7 月 29 日付け障障発第 0729001 号、障精発第 0729001 号、老計発第 0729001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手續の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第 10 条の 4 又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

(1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添 3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

(2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては 800 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは 1,600 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは 2,400 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては 2,600 円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

(3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第 4 項、第 876 条の 2 第 2 項及び第 876 条の 7 第 2 項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

(4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要な医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添 4)を参考までに添付する。

(5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないように、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

親族の有無を確認する目的で行う調査

イ 意向調査

親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がいなくても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。
- ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができる。
一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。
- ・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

別添

1

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)

※虐待等の緊急事案ではない場合

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討

支援内容が措置等である場合

認知症高齢者：老人福祉法による措置
精神障害者：精神保健福祉法による措置
知的障害者：知的障害者福祉法による措置

※1 並行して成年後見制度を利用することも考えられる。

有り

無し

当該親族への意向調査・利用意見調査

3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかかどうか

明らか

当該親族が支援する場合

当該親族が支援しない場合

明らかではない

当該親族による審判請求

家庭裁判所の後見・保佐・補助の開
始等の審判請求(申立書の作成)

家庭裁判所による審判手続き

成年後見制度の利用が適切である場合

※2 日常生活自立支援事業の活用も
考えられる。

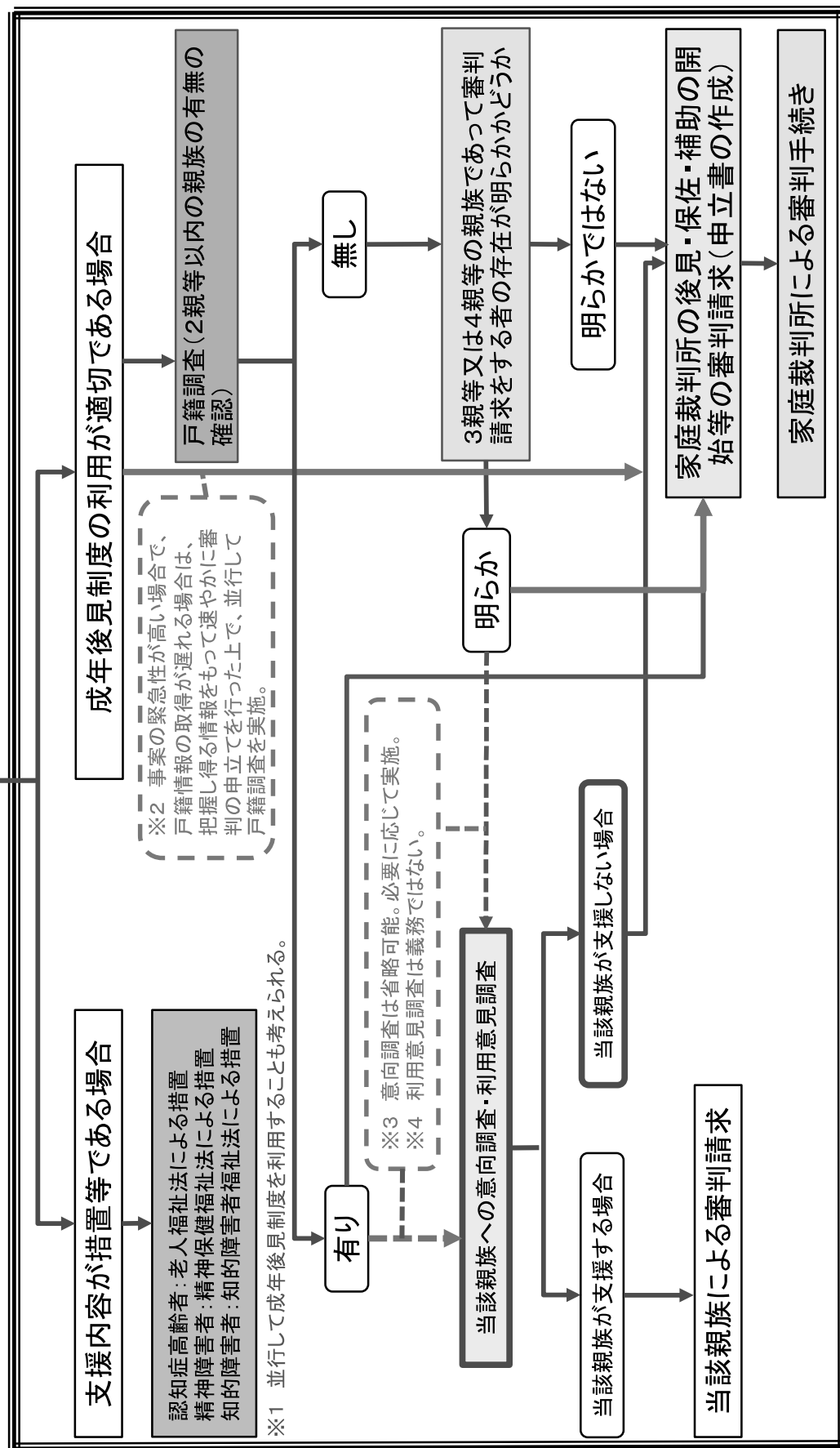
戸籍調査(2親等以内の親族の有無の確認)

別添
2

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照

支援を必要とする認知症高齢者、精神障害者又は知的障害者

市町村(福祉事務所等)において支援内容を検討



事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 26 日

各 都道府県 民生主管部(局)長宛
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の Q & A について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和 3 年 11 月 26 日付け障障発 1126 第 1 号、障精発 1126 第 1 号、老認発 1126 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）において、市町村長申立基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立の手続の例示を見直したところですが、今般、個別事案等の考え方について、別紙の通り Q & A を作成したので、ご参考までに送付いたします。

Q 1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※１）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※２） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※１） 例示として以下のような場合が考えられる。

- ・ 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- ・ 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※２） 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Q 2 Q 1 の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

(考慮事項)

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。

イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。(市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。)

ウ 審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q 3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

(知的障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室

E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp

(精神障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp

(高齢者に関する相談の場合)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

令和3年度老人保健健康増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)
介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する
体制整備の状況等に関する調査研究事業

【報告書別冊】

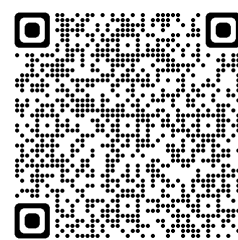
施設・事業所における
高齢者虐待防止
のための体制整備

令和3年度基準省令改正等に伴う
体制整備の基本と参考例

Prevention of Elder Abuse

令和4年3月版

社会福祉法人東北福祉会
認知症介護研究・研修仙台センター



施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備
—令和３年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例—
[令和４年３月版]

目次

I 高齢者虐待防止のために求められる体制整備の概要	1
1. 高齢者虐待の防止	2
1) 高齢者虐待防止法が施設・事業所に求める責務	2
2) 基準省令等が求める体制整備（義務）	4
2. 身体拘束に対する取り組みの適正化	7
1) 身体拘束の禁止規定と高齢者虐待との関係	7
2) 身体的拘束等の適正化の推進（身体拘束廃止未実施減算）	9
【注意】 高齢者虐待防止のための体制整備（義務）との関係	10
II 具体的な体制整備にむけて	12
1. 委員会組織の設置と運営	13
1) 委員会組織の設置・運営の基本	13
2) 具体的な取り組みにおける工夫の例	18
2. 指針の策定と活用	24
1) 指針の策定	24
2) 指針の参考例	27
3) 具体的な取り組みにおける工夫の例	31
3. 研修の企画と運営	35
1) 制度上求められている研修	35
2) 研修の企画	37
3) 研修の内容	39
4) 研修の方法	42
5) 具体的な取り組みにおける工夫の例	43
参考資料	47
委員名簿	48

(指針の参考例) ※あくまで参考例です。各施設・事業所の状況に応じて内容は吟味してください。

指針の例（最低限記載すべきと思われる事項）	備考
虐待の防止のための指針 法人名 施設・事業所名 〇〇事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第〇条の〇に基づく虐待の防止のための指針を、以下のように定める。 1. 虐待の防止に関する基本的考え方 高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。 当施設では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当施設が掲げる理念「〇〇〇〇〇」を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。 そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、運営規定〇〇条に明示します。 なお、高齢者虐待防止法の規定に基づき、当施設では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当施設のサービス内容及び社会的意義に鑑み、当施設職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。 【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（養介護施設従事者等によるもの）】 ○身体的虐待： - 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 ※緊急やむを得ない場合に例外的に行うもの以外の身体拘束も該当する。 ○介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）： - 高齢者を衰弱させるような著しい減食や長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ○心理的虐待： - 高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ○性的虐待： - 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること。 ○経済的虐待： - 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 1) 虐待防止検討委員会の設置 〇〇事業の人員、設備及び運営に関する基準省令第〇条の〇に基づく虐待の防止のための対策を検討する委員会として、「〇〇ホーム虐待防止検討委員会」（以下、委員会）を設置します。 2) 委員会の組織	根拠省令を示しておく、指針や指針内で示す体制や取り組みの性質が明確になります。 虐待防止の問題に対する姿勢を示すとともに、取り組みを行う対象、指針の位置づけ等について示します。 この例では高齢者虐待防止法の条文をほぼそのまま入れています。よりわかりやすい表現に変更する、例示を加える等の対応も有効です。例示を多く行う場合は、別表を作成してもよいでしょう。また、高齢者虐待防止法の枠組みに関する説明を加えるとよりわかりやすいかもしれません。 委員会の設置、開催、構成、所掌事項（検討事項）等の体制を明記します。また、委員会での検討結果や決定事項等の周知徹底、実行のための方法や体制等についても示します。

委員会の構成員は、施設長、介護部長、各課課長、各ユニットリーダー、看護職員の代表者、生活相談員の代表者とします。また、外部有識者として、協力医療機関の医師、顧問弁護士、及び社会福祉士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員会に召集することとします。委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の施設長が務めます。また副委員長を介護部長とするとともに、両名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
施設長	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
介護部長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
各課課長・ユニットリーダー	虐待防止措置の周知、進捗管理
看護職員の代表者	医療的ケアに関する検討、医師召集の要否検討
生活相談員の代表者	利用者・家族等への説明、相談対応
外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

責任者や構成員・役割を整理して示します。

3) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により、年間計画に基づき2ヶ月に1回以上の間隔で定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催します。また、定期開催分については、身体拘束適正化委員会との共催（毎回）とし、法人内各事業所の虐待防止検討委員会とも共催（年2回）します。

定期開催されることがわかるように示します。
また、随時開催が可能であることや、（必要に応じて）他の会議体との関係についても示します。

4) 委員会における検討事項（所掌事項）

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- (1) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること
- (3) 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- (4) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (5) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (6) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (7) 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

解釈通知で求められている内容を満たすようにします。ただし、他の検討事項を定めてはいけなく、必要な事項はなるべく加えましょう。

5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、各課課長及びユニットリーダーにより回覧するなどして周知徹底を図ります。

具体的な媒体・方法等を示します。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

1) 定期開催

虐待等の防止をはかるため、介護職員その他の職員に対する職員研修を、年2回（〇月及び〇月を目安）実施します。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

2) 新規採用時

職員の新規採用時には、新人職員研修カリキュラム内に定めて、虐待等の防止をはかるための研修を必ず実施します。

解釈通知で求められている回数以上定期開催され、新規採用時対応もされていることがわかるように示します。
また、必要に応じて他の研修との関係についても示します。

3) 研修内容

研修内容は、以下のものを基本とし、詳細は虐待防止検討委員会により定めます。

- (1) 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- (2) 本指針及び「〇〇ホーム虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- (3) 虐待等に関する相談・報告ならびに通報の方法
- (4) 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4) 研修記録

研修の実施回ごとに、当施設統一様式（様式第〇号）により研修実施記録を作成し、使用資料一式とともに、記録簿にファイルし、文書管理規定に則り保管・管理します。

5) 研修内容の周知徹底

研修内容の周知徹底をはかるために、研修の開催日・時間帯等について委員会で検討し、参加率向上に努めます。また、研修ごとに参加率を算出して委員会内で評価するとともに、欠席者に対しては各ユニットリーダーにより後日伝達研修を行い、その結果を研修記録に含めます。

研修の記録方法を示します。

欠席者への対応を含めて、研修内容の周知徹底策を示すとよいでしょう。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

1) 市町村等への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見した場合は、高齢者虐待防止法の規定にしたがい、速やかに〇〇市の窓口に連絡します。また、養護者による虐待である場合には、〇〇市〇〇地域包括支援センターに連絡します。

なお、行政機関等からの調査、指導、処分等については、法令に従い適切に対応します。

【市町村等への通報窓口】

- 〇〇市役所〇〇課〇〇係 （電話：〇〇〇）
- 〇〇市〇〇地域包括支援センター （電話：〇〇〇）

指針が職員を含めて公開されることを前提に、具体的な通報窓口を記載するとよいでしょう。

2) 施設内での報告及び対応

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとし、報告を受けた構成員は、インシデント報告様式（様式第〇号）を使用してその記録を作成し、委員会委員長に報告します。

報告を受けた委員長（施設長）は、下記の対応もしくは対応の指示を、適時適切に実施します。

- (1) 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- (2) 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- (3) 法人本部、家族等への報告（第一報）
- (4) 関係職員・ユニット等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- (5) 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- (6) 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- (7) 関係者への報告（第二報以降適時）
- (8) 必要に応じた懲罰委員会への報告
- (9) 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

相談や報告のしにくさを踏まえて、必要な情報になるべく得られる仕組みにすることを心がけましょう。
また、報告を受けた後の対応の骨子を明文化しておきましょう。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4. 1) 及び2) に準じます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じて、〇〇市役所及び〇〇市社会福祉協議会等の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、委員会が直接〇〇市役所等に連絡し、対応について相談します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。

既に整備されている体制との関係を示します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者、家族（身元引受人）、後見人等の関係者及び当施設職員、ならびにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に掲示するとともに、当法人ウェブサイトにも掲載します（<https://www.xxx.yyyy>）。

実態に沿う内容を示します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

1) 「〇〇ホーム虐待防止対応マニュアル」の活用

本指針を踏まえて改定された「〇〇ホーム虐待防止対応マニュアル（〇年版）」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努めます。

2) 他機関との連携及び外部研修への職員派遣

〇〇県〇〇協会、〇〇市〇〇連絡会等の他施設・事業所との連携の機会、及び同団体その他の機関が開催する外部研修の機会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図ります。

日常業務における具体的な取り組み方法等を整理したマニュアル等が別にある場合は、関係性を示します。

10. 本指針の改廃

本指針の改廃の要否及び改定する場合の改定作業は、委員会により実施する。

11. 附則

この指針は、〇年〇月〇日より施行する。

3) 具体的な取り組みにおける工夫の例

次ページ以降（p.32～34）に、指針の策定や運用に関する具体的な取り組みを行う際の工夫等の例を挙げていますので、参考にしてください。

これらの内容は、本冊子の作成を含む、令和3年度老人保健事業推進費等補助金による事業「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」内で実施した調査「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査」において、「指針の策定・運用において工夫したことや効果が認められた取り組み等」としてご回答（自由記述）いただいたものの中から分類・抽出したものです。

Tips

指針の策定・運用において工夫したことや効果が認められた取り組みの例

(小規模な事業所においても比較的取り組みやすいと思われる項目に★印を付けています)

指針の策定プロセスや体制等に関する取り組みや工夫

- 先行して策定していた身体拘束適正化の指針を下敷きに策定した。〔特別養護老人ホーム〕
- 病院併設の施設のため、指針の策定・運用については病院と相談しながら行った。〔短期入所生活介護〕
- 市の担当部署に相談して策定した。〔居宅介護支援〕★
- グループ内事業所の複数の管理者とたたき台を確認しながら作成した。〔通所介護〕
- 弁護士に内容の確認を依頼した。〔通所介護〕
- 法人で策定したものをもとに、各事業所で検討を加えて使用している。〔訪問介護〕★
- 併設する特別養護老人ホームと合同で策定している。〔グループホーム〕
- 各事業所から委員を選出し、法人全体で委員会を開催することで、様々な職種からの意見を集めることができ、より充実した内容で指針の策定ができた。〔通所介護〕



指針の見直しプロセスや体制等に関する取り組みや工夫

- 市の担当者に相談しながら指針の改定を行った。〔特別養護老人ホーム〕★
- 以前からある指針に、令和3年度の介護報酬改定の内容を加えた。〔特別養護老人ホーム〕
- 法人として統一して見直した内容を整理した上で、法人内の他施設とも協議しながら、各事業所で補足すべき内容をさらに加えた。〔通所介護〕
- 高齢者虐待に対しての指針が風化していないか？現状を適切にとらえた指針であるか？等を3年毎に見直している（3年をスパンとした中期経営計画の中に「指針の適正化確認」項目がある）。〔認知症対応型通所介護〕
- 都道府県市町村や他施設で出している指針やマニュアルを参考に自分たちの施設用にアレンジした。〔介護老人保健施設〕★
- 制度変更時に必ず新制度との齟齬確認を中心に見直しを行っている。〔介護老人保健施設〕★
- 法人本部にて、事業所全体、職員も含め、毎年見直し改善を行っている。〔地域密着型通所介護〕
- 平成30年度の省令改正時に身体拘束適正化委員会を立ち上げ、高齢者虐待防止と身体拘束適正化の指針・マニュアルを分けた。さらに令和3年度の改正に伴い高齢者虐待防止の指針を見直した。〔グループホーム〕



参考資料の収集・活用 ※具体的に挙げられていたもの

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』『身体拘束ゼロへの手引き』等資料★
- 日本社会福祉士会『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』等資料★
- 認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』等資料★
- 都道府県が示す手引き・マニュアル等資料★
- 施設・事業所団体が示すひな形等参考資料★
- 他の法人や事業所が公開している指針★



指針の内容に関する工夫（全般）

- 法人が全事業所で適用できる内容で指針を作成している。〔グループホーム〕
- 施設設置者の義務としてもっとも実行が求められる「未然防止」「早期発見」「通報義務」「通報者保護」を明確にした。〔特別養護老人ホーム〕★
- 具体的な事例を示すことで、チェックにも役立つようにした。〔特別養護老人ホーム〕★
- 介護職員の意識向上のための具体的な方針の記載と、ホーム内での虐待防止のフローチャートや記録の様式を作成し、発生時に早急に対応できるようにした。〔グループホーム〕
- 専門用語をできるだけ省き読みやすいようにした。〔特定施設入居者生活介護〕
- 高齢者虐待防止に向けた基本的な方針や通報窓口など分かり易く記載している。〔短期入所生活介護〕★
- 高齢者虐待により早く気が付くようにチェックシートを策定している。〔居宅介護支援〕
- 指針と共にマニュアルも作成し、出来る限り内容を具体化し解りやすくした。〔グループホーム〕



指針の体裁・構成（他規定等との関係含む）に関する取り組みや工夫

- 身体拘束については高齢者虐待防止の一部と捉えているため、身体拘束廃止委員会と別に高齢者虐待防止マニュアルの一部にも入れている。〔訪問介護〕
- 虐待防止と関連性の高い身体拘束廃止指針と合わせた、虐待防止指針を策定している。〔介護老人保健施設〕
- 対応のフローチャートを併せて作成し、この部分を事業所内に掲示してふだんから職員の目に触れるようにしている。〔軽費老人ホーム〕★
- 理念書ではなく手順書として機能するように構成を考えた。〔特別養護老人ホーム〕
- 重要事項説明書に組み込むことを前提に体裁や構成は検討した。〔居宅介護支援〕



指針の評価に関する取り組みや工夫

- アンケートを実施し、率直な意見を求めている。〔特別養護老人ホーム〕
- 指針内のチェックシートを定期的に職員に実施し、その結果から間接的に指針の実効性の評価を実施している。〔特別養護老人ホーム〕
- 半期ごとの委員会活動の評価の一環として実施している。〔特別養護老人ホーム〕



基本的な考え方や方針の整理・策定に関する取り組みや工夫

- 法人として一体的（介護、障がい、保育、児童）な指針としている。〔介護老人保健施設〕
- 法人内の介護保険事業所による会議にて協働で相談し策定した。〔特別養護老人ホーム〕
- 高齢者の尊厳の保持という大原則を確認するところから検討を始めた。〔居宅療養管理指導〕★
- 担当した職員が議論し、趣旨の理解・統一がはかれるようにした。〔訪問介護〕
- 不適切なケアの段階からの未然防止を重視し、指針に盛り込んだ。〔地域密着型特養〕★
- 誰にでもわかりやすい、明確な表現になるようにした。〔訪問介護〕★



施設内の他組織等との関係に関する取り組みや工夫

- 身体拘束は虐待との認識で虐待防止・身体拘束適正化の総合的な指針としている。〔グループホーム〕
- 法人内のサービス種別が異なる施設間で齟齬がないように情報共有と協議を行った。〔介護老人保健施設〕
- 委員会と事業所、事業所と法人の関係性を踏まえた内容とした。〔グループホーム〕★



職員への研修や周知に関する取り組みや工夫

- 指針内で研修の実施回数・時期・対象等を定めている。〔多数〕★
- 指針等を毎年必ず回覧と勉強会での読み合わせなどを行い、形だけのものにならないよう努めている。〔短期入所生活介護〕
- 施設内研修で職員全員に配布し、説明を行っているため全職員への意識付けを行っている。〔特定施設入居者生活介護〕
- 委員会で各部署担当者へ周知し、部署ごとに職員で共有するようにしている。〔特別養護老人ホーム〕
- 指針はポスター化し、カンファレンスなどで読み合わせをしている。〔グループホーム〕
- 社内連絡システム上で、定期的に指針を掲示し、職員の意識づけに役立てている。〔特定施設入居者生活介護〕
- 職員に指針の回覧を定期的に行い、意識向上が見られる。〔グループホーム〕
- 指針の内容についての研修を行うことで、全職員が指針の内容・高齢者虐待についての理解を深め、実際の業務に活かしている。〔特別養護老人ホーム〕★



虐待等が発生した場合の対応方法、相談・報告体制等に関する内容や提示方法の工夫

- 通報や相談・報告についての手順の確認が行いやすいように策定している。〔居宅介護支援〕
- 法人内の相談窓口を明記した。〔居宅介護支援〕
- 虐待というと忌避される傾向があるため、一緒にハラスメント（利用者→職員／職員→利用者）報告（相談を含む）を行える体制とした。〔定期巡回・随時対応型〕
- 虐待が発生した際に連絡先はどこなのか、全部で何か所報告する必要があるのかを分かりやすくするよう心掛けた。〔訪問介護〕★
- 報告チャートが示されているので、速やかに疑いの時点での報告もできている。〔介護老人保健施設〕★

成年後見制度の利用支援に関する内容の工夫

- 尋ねられた時に委員の各自が対応できるよう簡易版の説明書を作成した。〔特別養護老人ホーム〕
- 制度利用支援に関する内容を指針改定時に追加した。〔特別養護老人ホーム〕★
- 利用者を権利侵害から守る趣旨で定めた。〔小規模多機能〕



利用者・家族等への閲覧・周知に関する取り組みや工夫

- 利用者、ご家族が確認しやすい場所に提示している。〔居宅介護支援〕
- 新規の契約書を交わす際、説明を行っている。〔グループホーム〕★
- 施設内に指針・マニュアルなど掲示。また、苦情解決・身体拘束に関する指針・マニュアルと一緒に掲示することで、ご利用者及び職員が、権利擁護体制が一目でわかるようにしている。〔特別養護老人ホーム〕
- ホームページに掲載し、家族その他が広く確認できるようにしている。〔特別養護老人ホーム〕



「患者の声相談窓口」※の連絡先

※名称は各保健所で異なります。医療に関するご相談に対応する連絡先を記載しています。

医療機関の病床数と所在地によって分けています。

●病院（病床数が20床以上）

対象地域	名称	電話番号
都内全域	東京都医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	03-5320-4435

●診療所、クリニック等（病床数が19床以下）

特別区 相談受付時間は、各保健所で異なりますのでご確認ください。

対象地域	名称	電話番号
千代田区	千代田保健所 千代田区患者の声相談	03-5211-8100
中央区	中央区保健所 医療相談窓口	03-3545-1875
港区	みなと保健所 医療安全支援センター「医療相談窓口」	03-6453-7137
新宿区	新宿区保健所 新宿区患者の声相談窓口	03-5273-3869
文京区	文京保健所 患者の声相談窓口	03-5803-1839
台東区	台東保健所 台東区患者の声相談窓口	03-3847-9415
墨田区	墨田区保健所 生活衛生課 生活環境係	03-5608-6939
江東区	江東区保健所 医療相談窓口	03-3647-5870
品川区	品川区保健所 生活衛生課 医薬担当	03-5742-9137
目黒区	目黒区保健所 医療相談窓口	03-5722-6852
大田区	大田区保健所 医療相談窓口	03-6450-0321
世田谷区	世田谷保健所 生活保健課 医事・薬事係	03-5432-2902
渋谷区	渋谷区保健所 生活衛生課 医薬係	03-3463-2324
中野区	中野区保健所 生活衛生課 医薬環境衛生係	03-3382-6663
杉並区	杉並保健所 医療安全支援センター「医療安全相談窓口」	03-3391-0874
豊島区	池袋保健所 生活衛生課（医務・薬務グループ）	03-3987-4207
北区	北区保健所 生活衛生課（医務・薬務）	03-3919-0727
荒川区	荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係	03-3802-3111（内線427）
板橋区	板橋区保健所 患者の声相談窓口	03-3579-2796
練馬区	練馬区保健所 生活衛生課 医務薬事係	03-5984-1352
足立区	足立保健所 医療相談窓口	03-3880-5475
葛飾区	葛飾区保健所 葛飾区患者相談窓口	03-3602-1226
江戸川区	江戸川保健所 医療相談窓口	03-3671-1116

多摩地域 相談受付時間は、各保健所で異なりますのでご確認ください。

対象地域	名称	電話番号
八王子市	八王子市保健所 医療安全支援センター「医療安全相談窓口」	042-645-5118
町田市	町田市保健所 医療安全支援センター「町田市医療安全相談窓口」	042-724-5075
青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	西多摩保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	0428-20-2113
日野市、多摩市	南多摩保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-310-1844
立川市、昭島市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市	多摩立川保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-526-3063
武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	多摩府中保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-362-4691
小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	多摩小平保健所 医療安全支援センター「患者の声相談窓口」	042-450-3222

島しょ地域 相談受付時間は、各保健所で異なりますのでご確認ください。

対象地域	名称	電話番号
大島町、利島村、新島村、神津島村	島しょ保健所 大島出張所、大島出張所（新島支所、神津島支所）	04992-2-1436
三宅村、御蔵島村	島しょ保健所 三宅出張所	04994-2-0181
八丈町、青ヶ島村	島しょ保健所 八丈出張所	04996-2-1291
小笠原村	島しょ保健所 小笠原出張所	04998-2-2951

※電話が混みあってもつながらない時は、しばらく時間を置いておかけ直ください。

令和5年1月発行 登録番号（4）233

発行／東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 ☎ 03-5320-4432

2000

東京都福祉保健局

VEGETABLE

リンク

リサイクル適性④

この印刷物は、印刷物の下にリサイクルマークを貼ります。

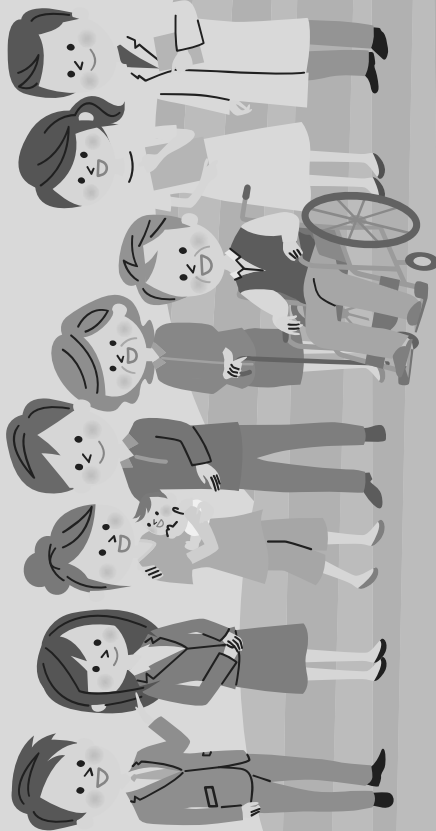
医療安全支援センター 「患者の声相談窓口」 のご案内



○相談受付時間：
平日 午前9時～12時
午後1時～5時

○相談方法：原則電話で30分以内

○相談料金：無料（通話料は自己負担）



東京都福祉保健局

令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）

自治体による高齢者虐待防止に資する
計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業
報 告 書

令和5（2023）年3月

一般財団法人 日本総合研究所

第2部 計画的な高齢者虐待防止のための 体制整備に向けた提案

第2部 計画的な高齢者虐待防止のための体制整備に向けた提案

1. 基本指針改正に向けた提案（高齢者虐待防止対策の推進）

介護保険事業計画等の改定に際して、国では「基本指針」※を改正し、自治体における高齢者福祉施策の推進を図っている。高齢者虐待防止に関しては、第8期介護保険事業計画等策定の際に改正された「基本指針」において取組の必要性が記載されている。

本事業では、次期介護保険事業計画等の改定に向けて、自治体の高齢者虐待防止施策の推進を図ることを目的として「基本指針」における高齢者虐待防止施策に関する下記改正案を提案した。提案内容は、社会保障審議会介護保険部会による「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）を踏まえて検討を行った。

以下に、高齢者虐待防止に関する基本指針改正案を示す。

※「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

○基本的事項：高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行された平成十八年度以降、高齢者虐待は増加傾向にあり対策が急務となっている。このため、地方公共団体においては介護保険事業（支援）計画等と一体的に、高齢者虐待防止の計画的な体制整備を推進することが重要である。

具体的には、高齢者虐待対応を担う市町村・都道府県において、①高齢者虐待に関する地域の実態把握・課題分析を行い、②その結果を踏まえ、高齢者虐待防止に向けた目標を設定して関係者間で共有するとともに、目標達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、高齢者虐待の未然防止、早期発見・適切かつ迅速な対応（悪化防止）、再発防止に向けた取組を推進し、④様々な取組の実績や成果を評価した上で、⑤計画の必要な見直しを行う、という取組を繰り返し行い、地域における高齢者虐待防止対策を推進することが重要である。

また、この目標及び施策を地域の実情に即した実効性のあるものとするためには、定期的に施策の実施状況や目標達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要である。

（1）高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

1）広報・普及啓発

高齢者虐待の対応窓口となる部局（相談通報窓口）の住民への周知徹底、地方公共団体や地域包括支援センター等の関係者への虐待防止に資する研修の実施、虐待防止に関する取組等の住民への啓発、介護事業者及び従事者等へ的高齢者虐待防止法等についての周知、地方公共団体の状況に即した対応マニュアル等の整備・活用等を行うこと。

2）ネットワーク構築

早期発見・見守り、保健医療及び福祉サービスの介入支援、関係機関介入支援機能を担うネットワークを構築すること。ネットワーク構築にあたっては、高齢者や養護者の権利擁護に関連する様々な既存ネットワーク（中核機関の地域連携ネットワーク、障害者虐待防止ネ

ットワーク、消費者安全確保地域協議会、DV・要保護児童対策地域協議会、生活困窮者支援、ひきこもり支援等）や重層的支援体制整備事業との協働も検討し、地域の状況に応じた効果的な支援体制の構築・強化を目指すこと。

3) 庁内連携、行政機関連携

成年後見制度の市町村長申立て、警察署長に対する援助要請等並びに措置を執るために必要な居室の確保等、高齢者や養護者の状況に応じて適切な支援を提供するため、庁内関係部署及び都道府県や警察、医療機関等の関係機関との連携及び調整を図ること。

(2) 養護者による高齢者虐待への対応

虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行うとともに、必要に応じて「立入調査」、「やむを得ない事由による措置」や「面会制限」、「市町村長申立て」の積極的な活用を図ること、また発生した虐待の要因等を分析し、再発防止へ取り組むことが重要である。

養護者による高齢者虐待の発生要因では、「高齢者の認知症の症状」、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」などが上位にあり、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実が求められている。一方で、虐待を行った養護者の「精神状態が安定していない」、「疾病・障害」など養護者自身への支援が必要と考えられる要因も上位にあることから、地域の実情を踏まえ庁内関係部署・関係機関等との連携を図り支援に取り組むことが重要である。

また、養護・被養護の関係にない者からの虐待やセルフネグレクト、高齢者への消費者被害等も発生していることを踏まえ、高齢者の権利擁護支援の観点から関係部署・関係機関等との連携を図り、「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることも必要である。

(3) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待については、都道府県と市町村が協働して対応することが必要である。また、自治体内においては高齢者虐待防止法とともに介護保険法や老人福祉法を所管する部署との連携の強化が必要である。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」、「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」となっており、介護事業者等に対して、老人福祉法や介護保険法による権限を適切に行使し、養介護施設従事者等への教育研修や労働環境整備の適切な実施、管理者等への適切な事業運営の確保を求めることが重要である。

また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）では、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催、②虐待防止指針の整備、③虐待防止研修の定期的な実施、④虐待防止担当者の配置により、虐待防止の実効性を高める体制整備を図ることが定められた。地方公共団体は、介護サービス事業者による虐待防止及び身体拘束廃止の取組の促進を図り、高齢者が安全に安心して介護サービスを利用できる環境を整備することが必要である。

なお、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が利用する施設等に対しても、指針の整備など虐待防止措置の方策を講じることを含め、高齢者虐待防止対策を推進していくことが必要である。

【市町村計画】

市町村は、高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、高齢者への虐待等の権利侵害を防止して高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待、その他高齢者への権利侵害に関して、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要である。ここで「計画的に取り組む」とは、市町村介護保険事業計画等の関連計画に高齢者虐待防止に向けた施策の方向性や取組等を位置づけ、実効性を担保するための体制を整備し、定期的な進行管理や評価を行うことを意味する。これは高齢者虐待防止計画の単独策定、或いは障害者虐待防止や児童虐待防止、DV被害防止等の関連分野と併せた計画策定を妨げるものではない。

高齢者虐待防止に向けた計画は、下記のプロセスで策定することが重要である。

(計画策定のプロセス)

①高齢者虐待等の権利侵害に関する市町村管内の実態把握、課題分析を実施し、②実態や課題を踏まえた高齢者虐待防止対策の目標や重点事項を設定し、関係者による協議を経て具体的な取組を立案する。

また、高齢者虐待防止に向けた計画には、下記事項を記載することが望まれる。なお、介護保険事業計画には現状と課題、施策の方向性を記載し、個別の取組に関する行動計画は地域包括支援センター運営方針・事業計画等に位置づけるなど、地域の実情に応じて柔軟に対応されたい。

(計画への記載事項)

- ①高齢者虐待等の権利侵害に関する地域の現状や課題
- ②高齢者虐待防止対策における目標
- ③計画期間中における重点事項及び具体的な取組内容、目標値
- ④取組に対する評価の方法、評価結果の公表方法等
- ⑤計画の見直し

計画期間中における重点事項の設定に関しては、高齢者虐待防止対策を推進するうえで基本となる担当部署内の体制や庁内関係部署との連携体制、都道府県や関係機関・団体等との連携体制等の強化の必要性を優先的に検討されたい。なお、重点事項に定める目標値（評価指標）は、高齢者虐待防止法に基づく調査結果等の既存指標活用も有効である。（例えば、介護サービス相談員派遣事業の活動目標、等）

また、法律上の定義には該当しないものの、高齢者に対する権利侵害のおそれのある行為（養護・被養護の関係にない者からの虐待、セルフネグレクト、消費者被害等）についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である。

これらの計画策定や評価の取組の実施にあたっては、高齢者虐待防止ネットワーク会議や介護保険事業計画策定委員会、地域ケア会議等の場を活用して幅広い関係者から意見を聴取するなどして、連携強化を図りながら取り組むことが望ましい。

【都道府県計画】

都道府県は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待を防止して高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、高齢者虐待の防止や市町村に対する適切な支援の提供に向けて計画的に取り組む必要がある。そのため、下記のプロセスで策定する高齢者虐待防止対策を都道府県介護保険事業支援計画に位置づけることが重要である。

（計画策定のプロセス）

- ①管内市町村における高齢者虐待等の権利侵害に関する実態の把握、課題分析を実施し、
- ②実態や課題を踏まえた高齢者虐待防止対策の目標及び市町村支援等に関する重点事項を設定し、関係者による協議を経て具体的な取組内容を立案する。

また、高齢者虐待防止計画には、下記事項を記載することが望まれる。

（計画への記載事項）

- ①高齢者虐待等の権利侵害に関する管内市町村の現状や課題
- ②高齢者虐待防止対策における目標
- ③計画期間中における市町村支援等の重点事項及び具体的な取組内容、目標値
- ④取組に対する評価の方法、評価結果の公表方法等
- ⑤計画の見直し

これらの計画策定や評価の取組の実施にあたっては、管内市町村からの意見聴取を行うなど市町村との連携強化を図りながら取り組むことが望ましい。

なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待において、当該施設の指定権限が都道府県にある場合には、都道府県が介護保険法や老人福祉法による権限等を行使して養介護施設等の運営改善を図る必要があることから、関係部署及び管内市町村との連携を十分に図り、協働による取組体制を強化して、都道府県が主体的に取り組むことが必要である。

また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が利用する介護保険施設以外の住まい等に対しても、虐待防止に向けた取組を促すための指針整備等の方策を講じることを含め、虐待防止対策を推進していくことが必要である。

参考

介護保険制度の見直しに関する意見

令和4年12月20日
社会保障審議会介護保険部会

※高齢者虐待防止に関する記述を抜粋

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

＜安心・安全の確保＞

- 介護現場における事故や虐待といった高齢者の生命・身体の危機に直結するような事態が生じないよう、必要な対応を講じることが重要であることは言うまでもなく、サービス提供の場面における安全性の確保や虐待防止に向けて効果的な対応を検討する必要がある。

1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備

（高齢者虐待防止の推進）

- 高齢者の住まいの形態が多様化している状況を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等、高齢者が利用する施設等に対して、指針の整備など虐待防止措置を適切に講じてもらうための方策を講じることを含め、虐待防止対策を推進していくことが適当である。
- 高齢者虐待の件数が高止まりしていること等を踏まえ、都道府県・市町村における、相談支援や調査研究等に係る体制整備を促すことを含め、地域における高齢者虐待に係る対応力の一層の強化のための方策を講じることが適当である。また、国においても、虐待における重要なリスクの一つと言われている認知症との関係も含め、虐待防止を推進するための一層の調査研究を推進することが適当である。
- 適切な手続を経ていない身体的虐待に当たる身体拘束が依然として発生している状況を踏まえ、在宅サービスにおける身体拘束の適正化を図るための介護報酬上の取扱いや身体拘束を要しない介護技術の普及を含め、正当な理由がない身体拘束の防止のための方策を検討することが適当である。
また、養護、被養護の関係にない者からの虐待事案が発生していることを踏まえ、「養護者」に該当しない者からの虐待防止のための方策を講じることが適当である。
- また、介護サービス事業所・施設の職員や家族などに対する介護の心理的負担の軽減は、高齢者虐待防止の観点からも有益であり、推進していくことが重要である。